

公益社団法人世田谷法人会 会報誌「けやき」制作・印刷業務に係る公募について

1. 参加資格要件

本件公募型プロポーザルに参加を希望する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者であることを要する。

- (1) 公益社団法人世田谷法人会の法人格を有する正会員、または賛助会員であること。
- (2) 会社更生法、民事再生法等による手続きを行っている法人等でないこと。
- (3) 「公益社団法人」という法人格について理解し、本件の主旨を十分に理解した上で委託業務を実施できること。
- (4) 本委託業務と同種の業務を実施した事業を有し、業務を遂行できる能力を有していること。
- (5) 緊急の打合せが必要な時に、迅速に対応できること。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 公募開始の日の 6 か月前から契約の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
- (8) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員を言う。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(9) 共同提案の場合

ア 代表（幹事者）を定めること。

イ すべての構成員が、上記 1. (1) ～ (8) の要件を満たすこと。

2. 発行物の詳細

(1) 会報誌名称 「けやき」

(2) 規格・部数 ・A4 判冊子 12 頁オールカラー×2,500 部（年 3 回発行予定）

・A4 片面クロスワードパズル FAX 応募用紙×1,800 部（同上）

(3) 製本 A3 中綴じ 穴開け加工（5 mm×2）

(4) 紙質 紙面刷新につき現行（コート 73 kg）からの変更提案可

(5) その他 上記 2. (1) ～ (3) 以外の仕様については、紙面刷新に伴い
要提案

3. 委託業務内容

「企画・取材・編集（割付・校正）等の制作作業全般、及び印刷業務」

当会広報委員会の企画決定に基づき、下記を含めて編集作業を行う。編集については企画内容により取材（撮影等）を伴う内容もあるが、その場合の費用は一切当会が負担することはありません。

（取材例：税務署長との新春対談（年 1 回）／連載「世田谷の名所めぐり」（各号）／経営セミナー（スポット）／税制セミナー（スポット）／通常総会（年 1 回）／その他、法人会活動に関わる事業報告（適宜）

(1) 企画・編集期間は、発行月の前々月から発行月の前月下旬の校正完了までとする。

(2) 企画・編集・発行スケジュールは、納品日（発行月前月の 25 日とする。土日祝日の場合には、その前後とする。）、及び校正完了日をもとに原案を作成する。

(3) 広報委員会が発行月の前々月に開かれ、企画・編集会議を行い、原稿・写真担当等を決めた後、各担当者に対して入稿期日を伝え、担当者から直接、原稿の入稿を受け付ける。

(4) 原稿・写真のうちデジタルデータの入稿は、原則メール等インターネットを通じて行う。また、プリント写真やイラスト等現物を伴う資料は入手元より直接引き取りを行う。

(5) 毎号、企画内容によって頁数が変わる。やむを得ず当該号の企画に係る広報委員会後に変更が生じた場合には、広報委員長に了承を受けた場合に限り、頁数を変更することができる。

(6) 校正完了日の5営業日前を校正日とする。校正内容はデジタルデータを厚生委員、及び事務局に提出する。校正日の4営業日後までに再校（必要に応じて再校を繰り返す可能性有）の上、翌日に校正完了を行い、広報委員長の責了をもって印刷を行う。

(7) 取材で得た情報、提供された写真などは当会に帰属するものとする。

(8) 本件業務で得た機密情報（広報委員とのやりとりで使用する個人情報等）については、当会との間で別途、「機密保持契約書（NDA）」を締結し厳守する。

4. 納品

(1) 納品日は、校正完了日から5営業日後、原則として毎月25日とし、発行号ごとに広報委員長、または事務局と協議する。

(2) 納品場所は、当会指定の発送業者と事務局（いずれも世田谷区内）それぞれに納品する。なお、納品にかかる発送費は当会が負担することはありません。

5. 契約期間

本契約期間は、本契約締結日（2023年5-6月頃を予定）から2年間（年間3回の2年分となる計6回）とする。但し、契約満了3か月前までに甲及び乙いずれからも書面による契約終了の申し入れがない限り、本契約期間は自動的に2年間延長するものとし、以降も同様とする。

6. 契約金額

(1) 原則として、本公募で委託が確定した委託先からの見積書に記載された金額（消費税及び地方消費税相当額を含む）をもって契約金額とする。

(2) 契約金額は、原則、納品月の翌月（会報誌発行月の末日）までに当該金額を支払うものとする。

7. 見積書・提案書類（任意書式）

(1) 本件業務に係る見積書については、各号あたりの金額を提示のこと。

(2) 消費税及び地方消費税相当額は、税率10%で算定のこと。

(3) 見積額の詳細がわかるよう必ず明細を添付の上、提出のこと。なお、明細は「作業一式」等ひとまとめに計上せず、作業ごとの明細を提示すること。

【具体例】「編集費（編集・デザイン・レイアウト／取材／原稿作成／撮影／校正）」
「データ制作費」「印刷費」「配送費」等、それぞれの項目について作業内容と単価を明記。

(4) 本件業務の公募は、紙面刷新に伴うプロポーザル方式で行うため、見積書以外に、リニューアルに際しての刷新イメージが分かる企画提案書（デザインサンプル、紙質提案等）もあわせて添付のこと。

(5) リニューアル時にかかるアートディレクションや素材作成等の追加費用については、初回1号分に限り、今回の公募時点において、各号あたりの制作費用とは別に提示可とする。

8. 受付期間及び提出先

2023年4月5日(水)午後5時必着

当会事務局へメール（文書添付）、郵送、または持参

〒154-0023 東京都世田谷区若林 1-15-10 世田谷電設会館 3階

電話：03-3410-1425

9. 提出にあたっての留意事項

- (1) 提出書類の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とします。
- (2) 提出された見積書・付随書類等は返却いたしません。
- (3) 参加申込後に辞退する場合は、4月7日(金)午後5時までに書面で辞退届（任意様式）を提出してください。
- (4) 一度提出した見積書の差し替え、及び再提出には応じません。受付期間内であっても同様とします。

以上